

## 第4回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和2年10月9日(木) 午前9時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第4会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員 7人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">1番 青木君夫</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">2番 野見幸雄</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 14%;"><del>3番 松原利志</del></td> <td style="width: 10%;">欠</td> </tr> <tr> <td>4番 米原章太郎</td> <td>出</td> <td>5番 山本雅之</td> <td>出</td> <td>6番 本田博</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番 村岡幸枝</td> <td>出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 6人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">吉田弘幸</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">山本一夫</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 14%;">吉田定夫</td> <td style="width: 10%;">出</td> </tr> <tr> <td>山本満</td> <td>出</td> <td>楠本幸孝</td> <td>出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 5人</td> </tr> </table>	1番 青木君夫	出	2番 野見幸雄	出	<del>3番 松原利志</del>	欠	4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田博	出	7番 村岡幸枝	出	出席 6人				吉田弘幸	出	山本一夫	出	吉田定夫	出	山本満	出	楠本幸孝	出	出席 5人	
1番 青木君夫	出	2番 野見幸雄	出	<del>3番 松原利志</del>	欠																										
4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田博	出																										
7番 村岡幸枝	出	出席 6人																													
吉田弘幸	出	山本一夫	出	吉田定夫	出																										
山本満	出	楠本幸孝	出	出席 5人																											
4 欠席委員	3番 松原利志																														
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 主査 小椋智子 専門員 大村哲也																														
6 議事録署名委員	2番 野見幸雄 委員 4番 米原章太郎 委員																														
7 議事内容等	<p>(1) 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について(大瀬)</p> <p>(2) 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について(三朝)</p> <p>(3) 議案第10号 農用地利用集積計画(利用権設定)について</p> <p>(4) 議案第11号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</p>																														
8 報告事項	<p>(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>(3) 公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について</p>																														
9 その他	<p>(1) 農業委員会総会の日程について</p> <p style="margin-left: 20px;">① 11月総会</p> <p style="margin-left: 40px;">11月10日(火) 午前9時～</p> <p>(2) その他</p> <p style="margin-left: 20px;">① 令和2年度農業委員会特別研修会の参加について</p> <p style="margin-left: 40px;">会長、職務代理、農業振興班班長、農地利用推進班班長、事務局1名が参加する</p> <p style="margin-left: 20px;">② 人・農地プランの今後の進め方について</p> <p style="margin-left: 40px;">今後の集落との話し合い等の進め方について説明会等を開催するのでご協力いただきたい。</p>																														
10 閉会	午前9時50分																														

1. 開 会	
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、第4回三朝町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>山本会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
2. 会長挨拶	<p>稲刈りは大方終わり、大豆はこれからが収穫時期となりました。今年は、コシヒカリの作柄が良くないようだが、星空舞、きぬむすめは悪くはないとのことで、来年の作付け品種について相談があるかと思いますが、耕作意欲の減少にならないように相談に対応していただきたい。</p>
3 総会成立宣言	
事務局長	<p>本日の出席委員は7名中、6名が出席されています。</p> <p>定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。</p>
4 議事録署名委員の指名	
議長	<p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことですので、2番 野見幸雄 委員、4番 米原章太郎 委員、を指名します。よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。</p>
5 議事	
(1) 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について (大瀬)	
議長	<p>「議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>本議案の申請につきましては、当該申請地の大瀬地内の借家に居住している申請者が、家族が増えたことから手狭になり、現在の居住地に住宅を新築する適地を探していたところ、選定要件を満たす本申請地を購入するはこびとなり、住宅を新築して生活基盤を確立するものでございます。</p> <p>用地は、現在自己保全農地を分筆して転用農地とされておりまして、分筆後に隣接する農地との境界は、土はで盛り土して雨水の流出を防ぐこととされています。</p> <p>《申請書類の説明》</p> <p>なお、審査表につきましては2ページのとおりでありまして、転用要件を満たしているものと判断したところでございます。</p>

	<p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、現地確認の報告をお願いします。</p>
村岡委員	<p>《現地確認報告》</p> <p>申請地の現地確認を、10月9日（金）午前8時20分から、山本会長さん、事務局の大村専門員さんで行いました。</p> <p>当該地は、現在自己保全農地ですが分筆して造成されるもので、隣接する農地所有者の許可も得ていること、雨水対策も計画されており、申請通り用途変更することに問題ないと判断したところです。</p> <p>また、用地の利用計画につきましても、必要に応じたものとなっており、問題ないと判断しました。</p> <p>以上、現地確認報告でございます。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。ご質問はありますか。</p> <p><b>【全体でないことを確認】</b></p> <p>無いようでしたら、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第8号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【全ての委員の挙手を確認】</b></p> <p>《議長》 それでは、議案第8号は承認されました。</p>
<p>(2) 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について（三朝）</p>	
議長	<p>「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>この申請は、倉吉市八屋にお住いの申請者が、三朝地内の農地、地目は畑、現況は少し荒廃した畑地（果樹園）を取得しようとするものでございます。</p> <p>農地を取得する者の要件として、農地の下限面積がありますが、倉吉市に所有の農地に今回取得しようとする農地の面積を加えた面積は、3,794㎡となりますので、三朝地域の下限面積「10a以上」の要件を満たすものでございます。</p> <p>取得後の農地の活用につきましては、申請書「梅林と果樹園として利用します。」</p>

	<p>とありますように、当面は少し荒れているのを整理し、ゆくゆくは梅の木を植えて梅の果実を使った加工品の販売を構想されているようです。</p> <p>なお、審査表につきましては、 ページに付けておりますとおり、判定は許可としております。</p> <p>以上、事務局の説明でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問はありませんか。</p>
山本推進委員	<p>譲り受け人は、不動産業を営まれてると思うが、農地を取得したらすぐに宅地転用するといったようなことはないのか。</p>
事務局	<p>前任者からの申し送り事項として、3条で農地を取得した場合は、取得後最低でも3年間は取得目的に沿った農地の維持をしてもらい、仮に3年以内に転用申請があった場合には、受付、議案としての審議段階で指導が可能ととしてしております。</p>
7番委員	<p>この申請地は、県道から見えない裏手になっていて現在はかなり荒れておる状況にあります。今後、所有者が代わってきれいにしてもらえようでしたら、いいことだと思います。</p>
議長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようでしたら、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第9号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第9号は承認されました。</p>
(4)議案第10号	農地利用集積計画（利用権設定）について
議長	<p>「議案第10号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p><b>【議案書をもとに朗読】</b></p> <p>諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。</li> <li>2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。       <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</li> <li>ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</li> </ol> </li> <li>3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。</li> </ol> <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>三朝区域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p><b>【全体でないことを確認】</b></p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第 10 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【全ての委員の挙手を確認】</b></p> <p>それでは、議案第 10 号は、承認されました。</p>
(5)議案第 11 号	耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
議長	<p>「議案第 11 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは「議案第 11 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」説明させていただきます。</p> <p>本案件は、三朝町が耕作放棄されている農地の利活用を目的として「荒廃地林地化モデル事業」を実施するにあたり、現在耕作放棄されている農地について非農地の判断を依頼されたものでございます。</p>

	<p>事業の場所は、木地山地内の基盤整備田の2筆、1032㎡でございます。</p> <p>状況につきましては、昨年度、本年度の利用状況調査、農地パトロールで、B判定農地になっておる農地で、原野の状況を呈しております。</p> <p>なお林地化の事業につきましては、平成29年度に同様の判断の依頼を三朝町長から受けておりました、事業の趣旨を確認し、大谷地区の荒廃農地を非農地を判断した事例があります。</p> <p>説明は以上のとおりでございます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p><b>【全体でないことを確認】</b></p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第11号について、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないとする ことについて、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【全ての委員の挙手を確認】</b></p> <p>それでは、議案第11号は、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない と承認されました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は終了しました。</p> <p>引き続き、第6の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは51頁、「報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について」 につきましては、2件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思いま す。</p> <p>「報告(2)の農地法第18条第6項の規定による通知書について」につきましては、 69頁からの資料のとおり、賃貸借農地の合意解約の届出が1件出ております。 なお、解約後の農地につきましては、議案第10号に承認いただきました「農用地 利用集積計画（利用権設定）について」の案件のとおり、次の耕作者との利用 権設定がなされております・</p> <p>「報告(3)の公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について」に つきましては、2件の公共事業の施行に伴うものの報告を受けております。</p> <p>なお、1件目の福吉地内の砂防工事業に伴う転用報告につきましては、この度の</p>

	<p>農地パトロールで無届の工事施工、転用が明らかになったもので、工事発注者側からの顛末が付しての報告となっております。</p> <p>事務局からの報告事項は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から報告がありましたが、ご質問等ありましたら発言をお願いします。</p> <p><b>【発言なし】</b></p>
議長	<p>続いて、第7のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和2年11月の農業委員会総会の日程について</p> <p><b>【協議の結果】</b> 11月10日（火）午前9時の開会を予定します。</p> <p>※現地確認が必要な場合には、別途連絡します。</p> <p>(2) 令和2年度農業委員会特別研修会の参加について</p> <p>会長、職務代理、農業振興班班長、農地利用推進班班長、事務局から1名が参加する</p> <p>(3) 人・農地プランの今後の進行について</p> <p>現在アンケートの集計を行っており、年末にかけて集落に出かけていくことになるが、その説明会等を開催するのでご協力いただきたい。</p>
議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。</p> <p><b>【発言が無いことを確認】</b></p> <p>それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。</p> <p>皆さん、ご苦労さんでした。</p>
<p><b>【委員会終了：午前9時50分】</b></p>	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年10月9日

議 長

議事録署名委員

2 番農業委員

4 番農業委員